

北海道実験動物研究会会則

第1条

本会は北海道実験動物研究会（Hokkaido Association for Laboratory Animal Science; HALAS）と称する。

第2条

本会は北海道における実験動物及び動物実験に関する研究の進展に寄与することを目的とする。

第3条

本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 総会の開催
2. 研究会・講演会の開催・後援
3. その他必要と認められる事業

第4条

本会の会員は次のとおりとする。

1. 一般会員は北海道において実験動物及び動物実験に関わる研究・業務に携わる者を原則とする。
2. 賛助会員は本会の目的に賛同する企業・団体とする。
3. 役員会の議を経て名誉会員及び特別会員を置くことができる。

第5条

年会費は役員会において決定し、施行細則に記載する。

第6条

本研究会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

第7条

本研究会には以下の役員を置いて役員会を構成し、会の運営を図る。

1. 会長1名。会を代表して会務を統括する。
役員会において一般会員から候補者を選出し、総会の承認を得て決定する。
2. 幹事若干名。会務を分担して処理する。一般会員から総会において選出する。
3. 事務局長1名。
役員会で決定し、総会の承認を得るものとする。
4. 会計監査1名。会計を監査する。
一般会員から総会において選出する。

第8条

役員任期は2年とし、再任は妨げない。

第9条

総会は一般会員で構成され、毎年1回開催し、本会の運営について協議する。

第10条

本研究会の会則の変更は、役員会の議を経て総会の出席者の2/3の承認を必要とする。

第11条

本研究会の細則は、役員会の議を経て別途定める。

施行細則

第1条

一般会員の年会費は徴収せず、学術集会参加費を2,000円（学生は1,000円）とする。賛助会員の年会費は10,000円とする。名誉会員及び特別会員からは年会費は徴収しない。

第2条

事務局を北海道大学大学院獣医学研究院応用獣医科学分野実験動物学教室（所在地 060-0818 札幌市北区北18条西9丁目）に置く。

附則

この会則は平成15年6月28日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

施行細則を平成23年7月9日に改正した。

施行細則を令和6年7月27日に改正した。